



平成14年分の 所得税と消費税の確定申告を!

税務署からのお知らせ

申告所得税の申告受け付け
2月17日(月)～3月17日(月)
贈与税の申告受け付け
2月3日(月)～3月17日(月)
個人事業者の消費税の申告受け付け
3月31日(月)まで
所得税の還付申告書は2月15日(土)以前でも受け付けています

土・日・祝日には、窓口での申告書の受け付けなどは行っていませんが、郵送または税務署の時間外収受箱に投函することにより、申告書を提出できます。

申告書は自分で作成し、早めに提出を

「確定申告の手引き」などを参考に、申告書などはご自分で記載し、できるだけ郵送による提出をお願いします。定率減税の適用をお忘れなく。

納税は便利で安心な口座振替のご利用を!

手続きは簡単! 申告の際にお尋ねください。

申告と納税は期限内に

申告書の提出や納税が期限を過ぎると、加算税や延滞税などの附滞税がかかる場合がありますので、申告と納税は必ず期限内にお願いします

問い合わせ 秋田南税務署 ☎(833)5264
秋田北税務署 ☎(845)1753

確定申告のご相談は 申告センターへ

3月17日(月)まで(土・日・祝日を除く)
午前9時～正午、午後1時～4時

中通六丁目の秋田県労働会館
(「イヤタカ」東側)

税金の還付を受けるために申告するかた
所得税(譲渡所得を含む)・消費税の申告が必要なかた
贈与税の申告が必要なかた

申告センターには駐車場がありませんので最寄りの交通機関をご利用ください

秋田南税務署では主に完成した申告書の受け付けと用紙の交付を行います。相談のかたは申告センターへどうぞ

問い合わせ 秋田南税務署 ☎(833)5264

税の申告 Q & A

こんなときは どうするの?



Q 私の収入は公的年金ですが、申告は必要ですか?

A. 公的年金等については、支払者から年金の支払金額が報告されていますので、市民税・県民税の申告は、課税されるかた、非課税のかたを問わず必要ありません。

ただし、社会保険料控除や扶養控除などの所得控除を申告すれば、節税になる場合があります。(65歳以上で収入が公的年金等だけのかたは、年収266万6666円以下の場合には非課税ですので、節税のための申告をする必要はありません)

また、公的年金から差し引かれた平成14年分の所得税額が実際の税額よりも多かった場合は、税務署で確定申告をすると、その差額が戻ります。

Q 昨年会社を退職。今は収入がないのですが...

A. 昨年中に退職したかたのうち、勤務先で年末調整をしなかったかたは、個人で市民税・県民税の申告が必要です。また、給与から差し引かれていた平成14年分の所得税額が、実際の税額よりも多かった場合は、税務署で確定申告をするとその差額が戻ります。

Q 給与のほかに、生命保険契約などに基づく年金などの収入があるのですが...

A. 給与以外に年金、不動産、事業、農業、原稿料や株式の配当金などがあつたかたは、申告が必要となる場合があります。給与以外の所得が20万円以下のかたは市民税・県民税の申告を、20万円を超えるかたは税務署で確定申告をしてください。

また、生命保険等の契約を解約した場合や満期を迎えた場合についても同様です。

Q 昨年たくさん医療費を支払いました。申告すると戻ってくるって本当?

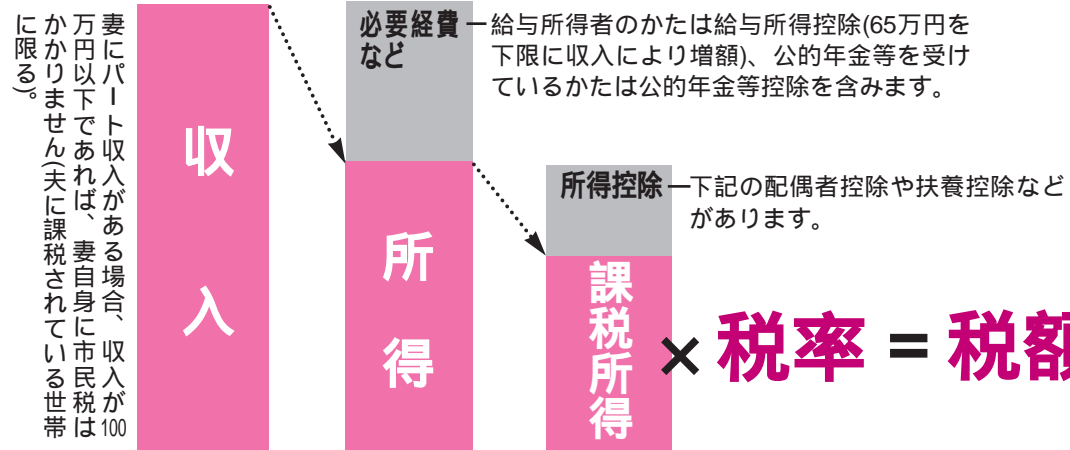
A. 医師による診療代・薬代、入院時の部屋代・食事代、はり師などの施術代など、昨年1年間に支払った費用は医療費控除の対象になり、市民税・県民税の申告をすると税金の金額が下がることがあります。また、給与などから差し引かれた平成14年分の所得税額について、税務署で確定申告をして医療費控除を受けると、所得税が戻ることがあります。

医療費控除を受けるには領収書などの確認が必要ですので、保管しておいてください。

医療費控除の計算のしかた

医療費控除 = 【前年中に支払った医療費】 - 【保険金などで補てんされる金額】 - 【10万円または所得金額の5%(どちらか少ない額)】

医療費控除の限度額は200万円です



課税所得	市民税・県民税の税率(所得割)
200万円以下.....	5% [市民税3% + 県民税2%]
200万円超700万円以下...	10% [市民税8% + 県民税2%]
700万円超.....	13% [市民税10% + 県民税3%]

各種控除で税の負担が少なくなる

上の図でもわかるように、市民税・県民税(所得割)は、収入から必要経費や所得控除を差し引いた課税所得に税率をかけて算出されます。受けられる控除を申告すれば、その分、税の負担が少なくなります。ここでは所得控除の中でも控除額の大きい扶養と障害者に関する控除について説明します。

以下は市民税・県民税の所得控除額ですので、所得税の所得控除額とは異なる場合があります。

配偶者控除・配偶者特別控除

申告者本人が扶養している配偶者の所得(上図の 印部分)が38万円以下(パート収入のみのかたを例にとると年収で103万円以下のかたが該当)の場合は、33万円の配偶者控除が受けられます。さらに申告者本人の所得が1,000万円以下のかたの場合、配偶者の所得に応じて下記のような配偶者特別控除も受けられます。

配偶者の所得と申告者本人の控除額の関係

		(単位: 円)																
配偶者の所得		10万未満	10.15万未満	15.20万未満	20.25万未満	25.30万未満	30.35万未満	35.38万未満	38万	38.45万超	45.50万未満	50.55万未満	55.60万未満	60.65万未満	65.70万未満	70.75万未満	75.76万未満	76万以上
申告者本人の控除額	配偶者控除	33万	33万	33万	33万	33万	33万	33万	33万	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	配偶者特別控除	33万	28万	23万	18万	13万	8万	3万	0	33万	31万	26万	21万	16万	11万	6万	3万	0
	合計	66万	61万	56万	51万	46万	41万	36万	33万	33万	31万	26万	21万	16万	11万	6万	3万	0

(注) 老人配偶者(昭和8年1月1日以前に生まれたかた)の配偶者控除は38万円になります。

扶養控除

所得(上図の 印部分)が38万円以下の生計を共にしている親族を扶養している場合に受けられる控除は下記のとおりです。

区分	要件	控除額
特定扶養親族	昭和55年1月2日～昭和62年1月1日以前に生まれたかた	45万円
老人扶養親族	昭和8年1月1日以前に生まれたかた	38万円
同居老親等	老人扶養親族のうち、申告者本人か配偶者の両親・祖父母などで、同居しているかた	45万円
一般の扶養親族	上記以外の親族	33万円

(注) 親族を他のかたと重複して扶養控除の対象とすることはできません。

障害者控除

申告者本人や、所得が38万円以下の扶養親族などが障害者の場合に受けられる控除は下記のとおりです。

区分	要件	控除額
特別障害者	身体障害者手帳1～2級、療育手帳A級などのかた	30万円
普通障害者	身体障害者手帳3～6級、療育手帳B級などのかた	26万円

(注) 申告者が扶養している特別障害者が、申告者または、申告者と生計を共にしている親族と同居している場合、控除額に23万円を加算できます。身体障害者手帳がなくても、控除の対象になる場合があります。

市民税・県民税の申告は 2月10日(月) 3月17日(月)

申告ワンポイント

ここがポイント! 仕組みを知って正しく申告